



フィリピン人の離婚・再婚と在留資格

～在日フィリピン人の離婚・再婚から 身分系の在留資格該当性を考える～



国際業務マスターへの道

7/31
水

18:30～21:00

当支部では年に2回程度、行政書士のスキルアップを目的に支部研修会を開催しております。

この度、本年度第1回の研修会を下記の通り開催いたします。
支部会員の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、
何卒、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

PRESENTATION CONTENT

フィリピンでは原則離婚禁止の法制度ですが、在日フィリピン人からは離婚、再婚に関する問合せが多くあります。

本邦での離婚・再婚は有効か？ 在留資格該当性との関連は？
配偶者に係る在留資格について考える研修です。

講師 東京都行政書士会文京支部 特定行政書士 栗栖好朗先生



SEMINAR DETAILS

- ・日時:2024年7月31日(水) 18:30～21:00
- ・会場:としま区民センター403
(所在地)東京都豊島区東池袋1-20-10
- ・定員:40名程度(先着順)
- ・申込締切:2024年7月24日(水)

- ・参加費:豊島支部に所属されている会員は無料
豊島支部以外の会員はお一人3,000円

その他 講演後に講演内容のWEB配信は予定しておりません。
研修会終了後、懇親会(名刺交換会)を予定しています。
懇親会の詳細は決定後、参加希望者にメール等でご連絡いたします。

申込方法

右のQRコードに

- ①所属支部名
- ②会員名
- ③電話番号
- ④メールアドレス
- ⑤懇親会参加希望

①～⑤をご記入ください。



- ・申込者には申込内容を自動返信するとともに、改めて諸連絡をメール送信いたします。
- ※他支部所属の方には参加費の支払い方法をご案内いたします。
- ・QRコードを読み込めない方は下記メールに連絡をお願いいたします。

[本件に関するお問合せ]

東京都行政書士会 豊島支部 研修担当 遠藤、岡部、佐藤

☎03-5927-1530 FAX03-3590-4152

Email toshima.ws.170@gmail.com

本件の連絡先は支部事務局とは異なりますのでご注意ください。